

写

蓮田市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、蓮田市長から平成26年度定例監査兼行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

平成28年3月30日

蓮田市監査委員 内 田 薫

蓮田市監査委員 石 川 誠 司

写

政 調 第 5 5 4 号

平成 2 8 年 3 月 1 5 日

蓮田市監査委員 内田 薫 様  
蓮田市監査委員 石川 誠司 様

蓮田市長 中 野 和 信

平成 2 6 年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書に基づく  
指摘事項の措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のと  
おり通知します。

(別紙)

平成26年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書に基づく指摘事項の措置状況について

### 【指摘事項】

#### 1 防災備蓄の点検・確認等について

防災備蓄品については、毎年4月に備品整理簿に基づき確認及び点検を実施しているということである。しかし、現地調査の結果報告事項でも述べたように、平野中学校の防災倉庫に備えられていた懐中電灯について、使用できるかどうか確認してみたところ、乾電池は納入した時点のまま包装されていたが、いつ納入されたか分からず、開封してみると、電極のマイナス部分は液漏れした後発生したと思われる赤錆が発生し、点灯確認をしても全く反応しなかった。災害は、いつ発生するか分からないので、防災備蓄品については、いつでも使用できるよう定期的に点検・確認をしておくべきである。

### 【措置状況】

年度当初に各防災倉庫の点検を実施しました。

懐中電灯の乾電池については、点検時、全箇所、古いものを回収処分し、新しい乾電池を配備いたしました。また、点検時のチェック項目について、「残電池の確認」も盛り込みました。

災害は、いつ発生するか分からないため、防災備蓄品については、いつでも使用できるよう定期的に点検・確認をしておくべきであることから、今後は、毎年スケジュールを定め、定期的に点検を行ってまいります。

(危機管理課)

### 【指摘事項】

#### 2 飲料水用のポリタンクについて

平野小学校に設置してある防災倉庫を確認したところ、備品整理簿に記載のない「飲料水用」と表記されたポリタンクが保管されていた。このポリタンクについては、飲料水用と表記がしてあるものの、実際は一度、灯油を入れて使用したもので、洗浄も確認されないまま飲料水を入れるようになっていた。災害等は、いつ発生するか分からず、いざ防災倉庫に備蓄してある物資等を使用することになった場合、「飲料水用」と表記されたポリタンクがそのまま保管してあることは、健康面や事故等にもつながりかねない事態であると考えられるため、早急に新しい飲料水用のタンクを配備し、現在のものは廃棄すべきである。防災倉庫は、単なる倉庫ではなく、

⑧

蓮田市地域防災計画で定められた災害時に必要とされる物資を備蓄する重要な倉庫であるため、このようなことがないように改めるべきである。

なお、残り 10 か所の防災倉庫についても同様の状況が考えられるので、早急に点検・確認を行う必要がある。

**【措置状況】**

年度当初に各防災倉庫の点検を実施しました。

防災倉庫内のポリタンクにつきましては、回収処分し、今年度倉庫点検時に、同様の危険性が考えられるタンク類については、全倉庫で回収処分し、誤使用の危険性を排除いたしました。

今後も防災倉庫の点検、確認に努めてまいります。

(危機管理課)